

第3次男女共同参画基本計画の数値目標

「2020年30%」の目標の達成に向けて、2015年までの中間目標又は2020年までの数値目標を設定

政治分野

(第1分野)

項目	現状	目標 (期限)
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	15.0% (平成24年)	30% (平成32年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2% (平成25年)	30% (平成32年)

※ 「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

図1 衆議院議員総選挙候補者、当選者に占める女性の割合の推移

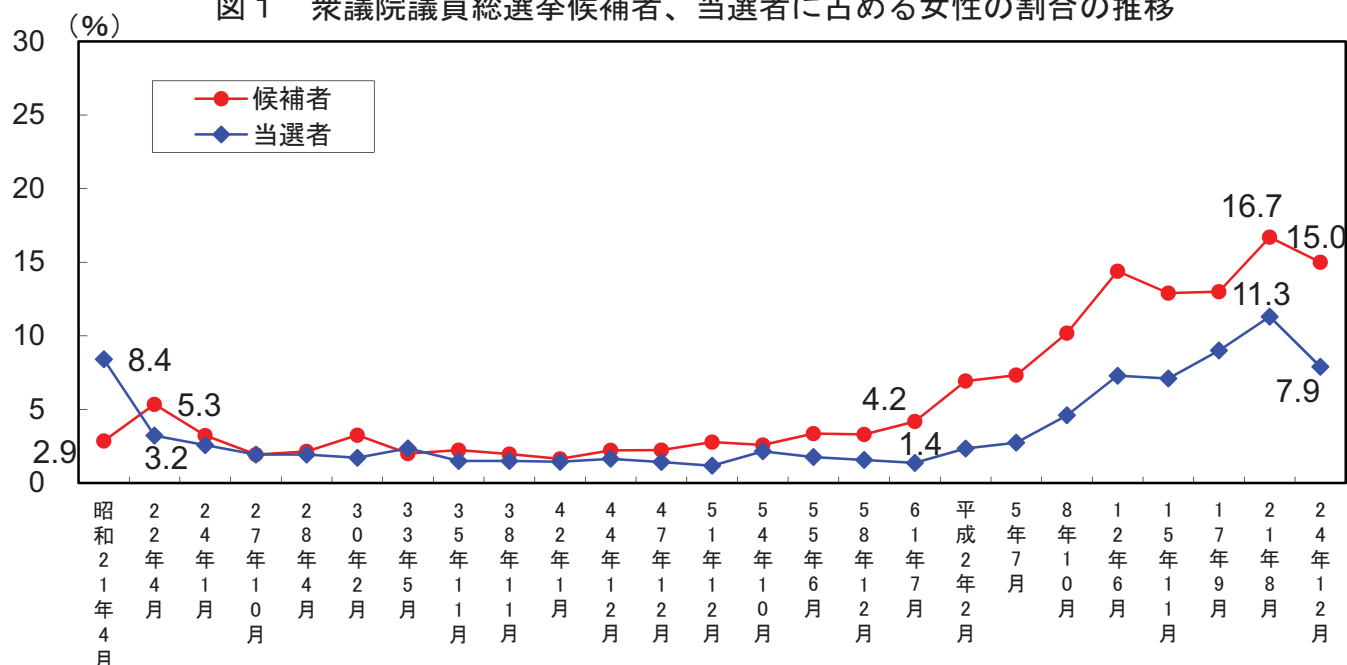


図2 参議院議員通常選挙候補者、当選者に占める女性の割合の推移

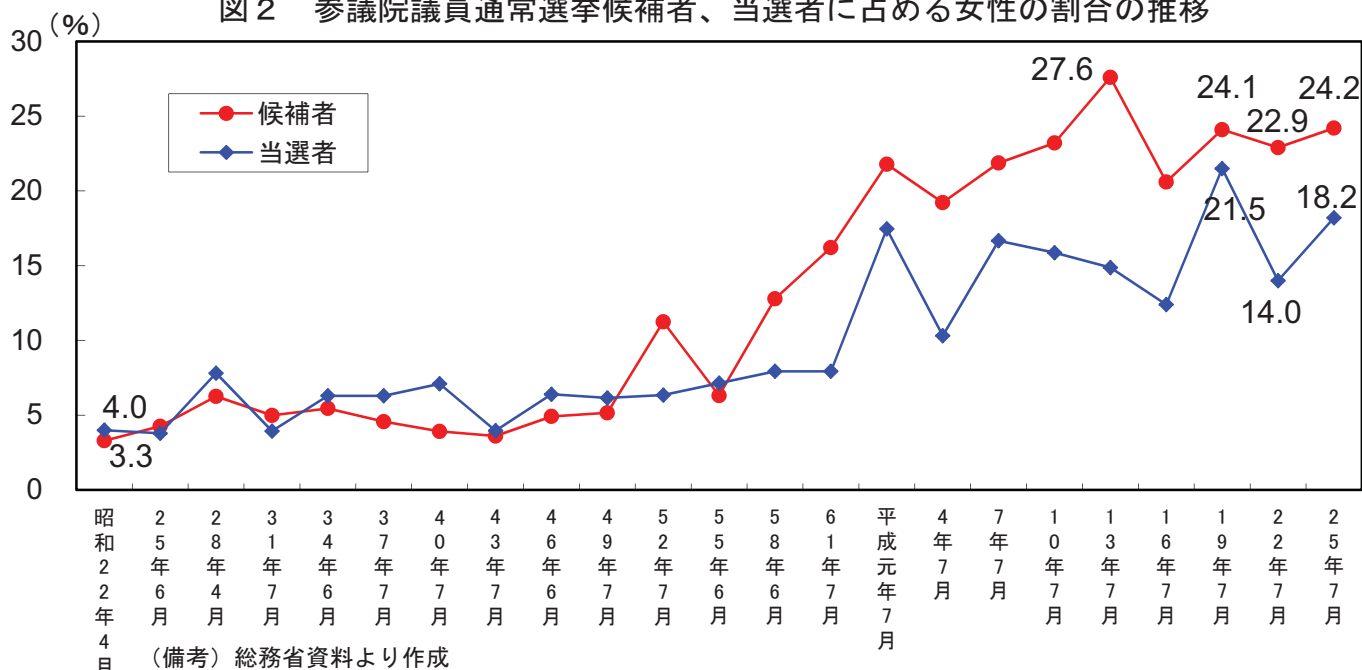
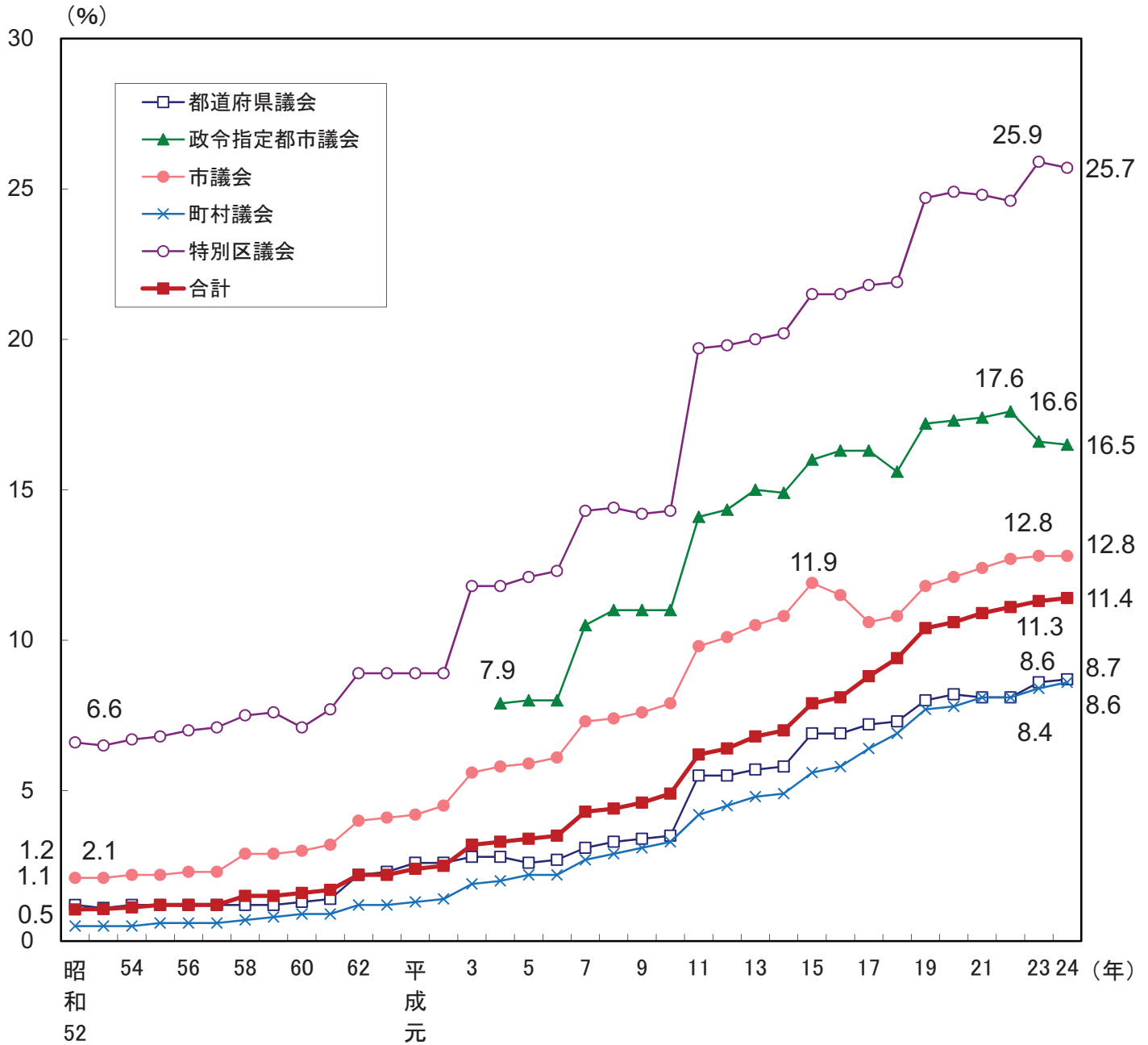


図3 地方議会における女性議員割合の推移



(備考)

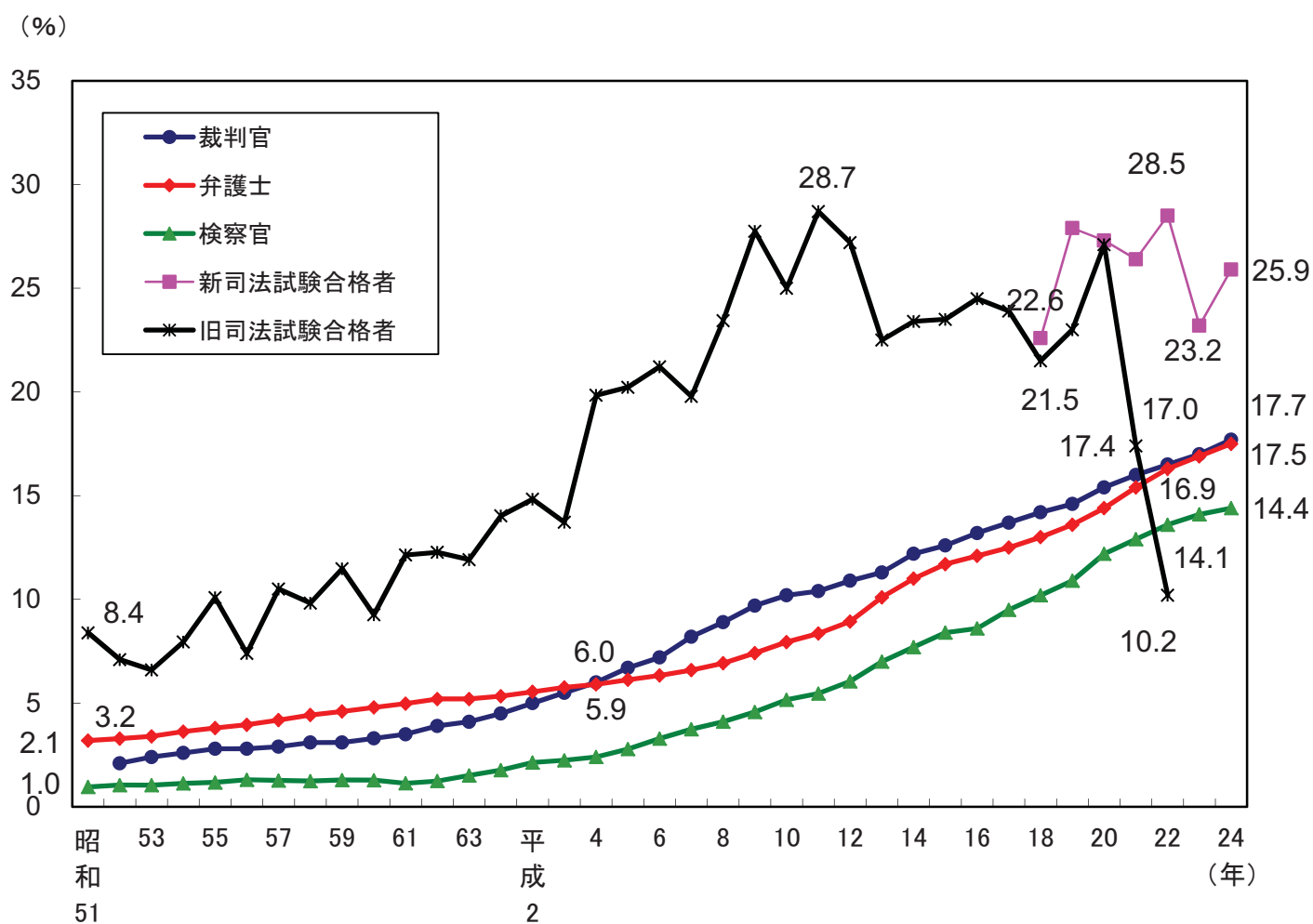
1. 総務省資料より作成
2. 各年12月現在
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

司法分野

(第1分野)

項目	現状	成果目標 (期限)
検察官（検事）に占める女性の割合	19.8% (平成24年)	23% (平成27年度末)

図4 司法分野における女性割合の推移



(備考)

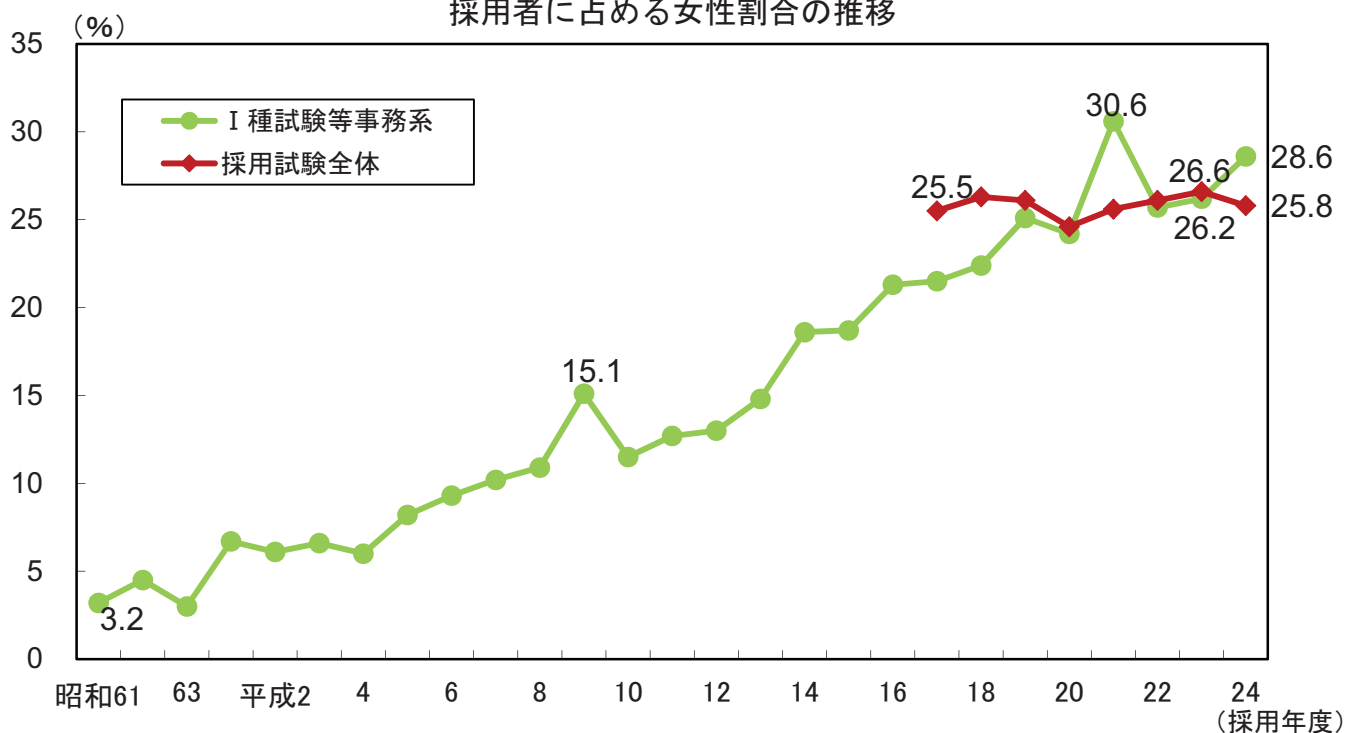
1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。
4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

行政分野

(第 1 分野)

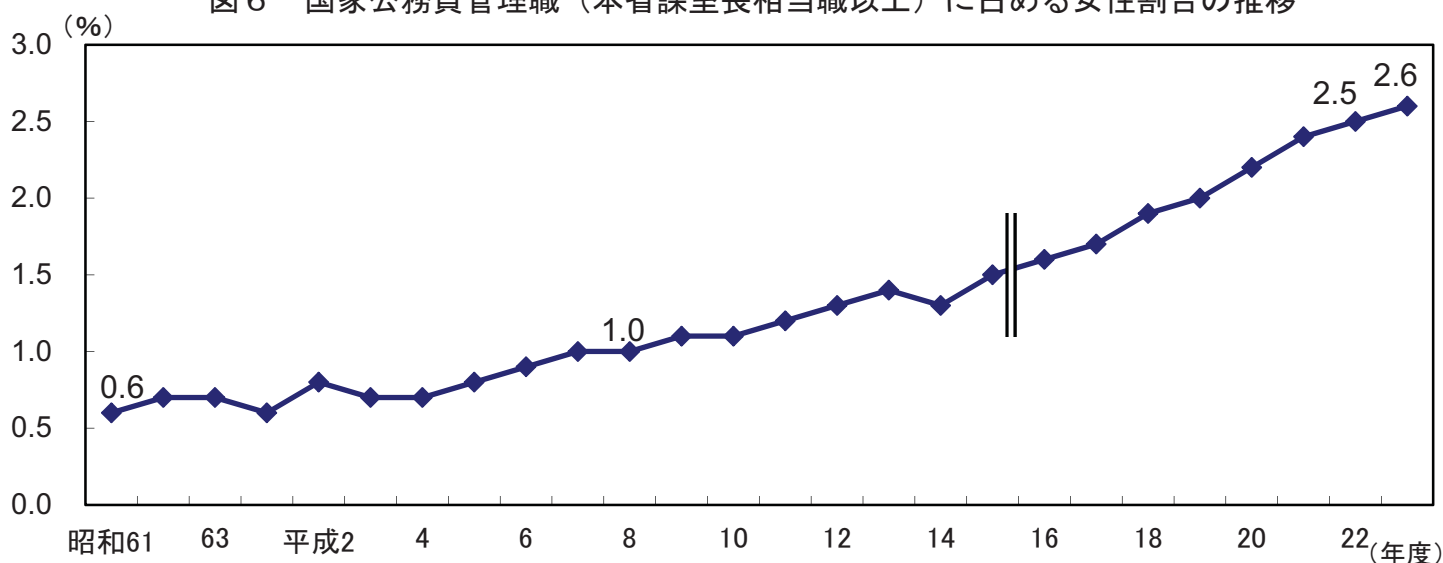
	各項目に占める女性の割合	現状	成果目標 (期限)
国	国家公務員採用試験からの採用者	25.8% (平成24年度)	30%程度 (平成27年度)
	国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験の採用者	28.6% (平成24年度)	30%程度
	地方機関課長・本省課長補佐相当職以上	5.1% (平成23年度) ※平成24年1月現在	10%程度 (平成27年度末)
	本省課室長相当職以上	2.6% (平成23年度) ※平成24年1月現在	5%程度 (平成27年度末)
	指定職相当	1.9% (平成23年度) ※平成24年1月現在	3%程度 (平成27年度末)
	審議会等委員	32.9% (平成24年)	40%以上60%以下 (平成32年)
	審議会等専門委員等	19.4% (平成24年)	30% (平成32年)
地方公共団体	都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者	22.8% (平成24年)	30%程度 (平成27年度末)
	都道府県の本庁課長相当職以上	6.5% (平成24年)	10%程度 (平成27年度末)
	都道府県の審議会等委員	29.1% (平成24年)	30% (平成27年)
	市区町村の審議会等委員	23.8% (平成24年)	30% (平成27年)

図5 国家公務員採用試験全体及びⅠ種試験等事務系（行政・法律・経済）区分の採用者に占める女性割合の推移



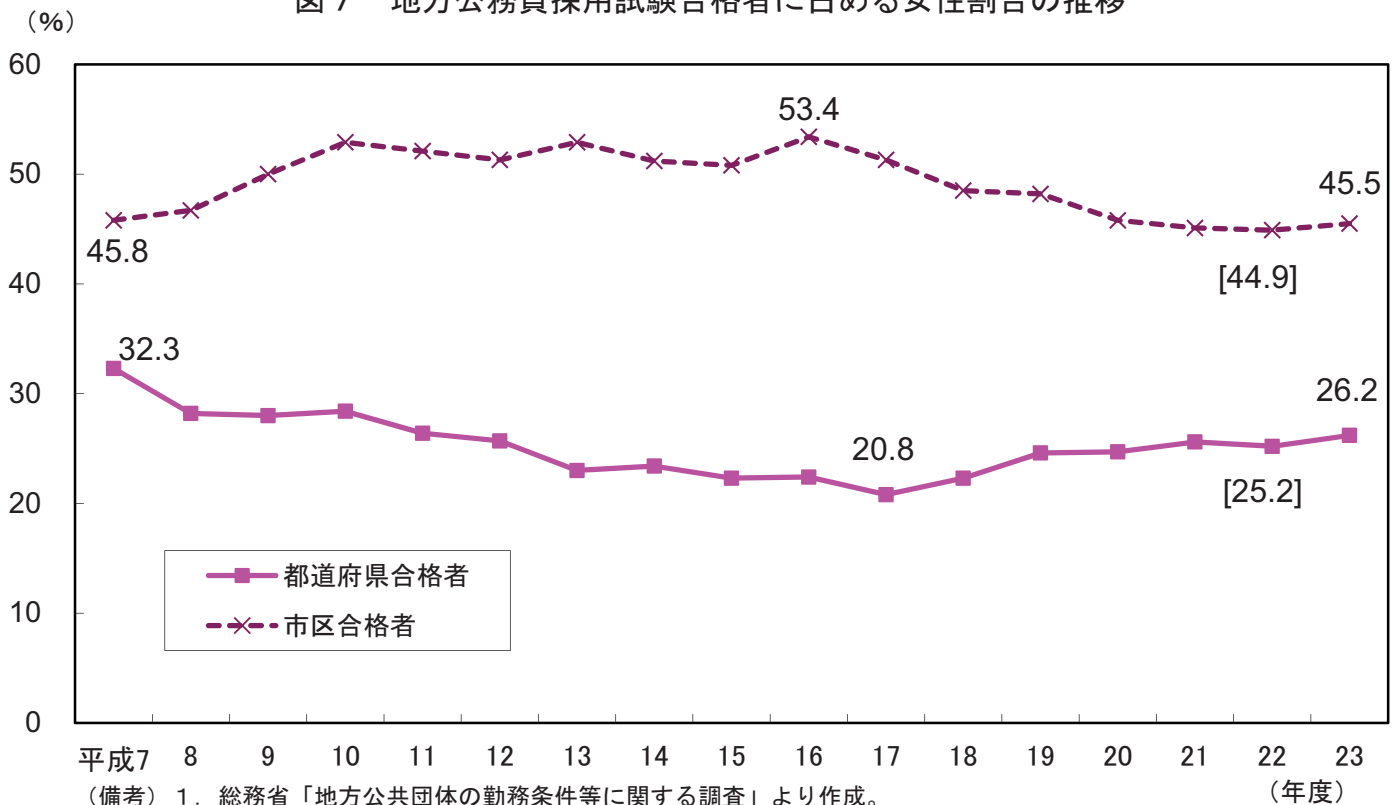
- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院資料、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 平成15年度以前（二重線の左側）におけるⅠ種試験等事務系区分の採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
平成16年度以降（二重線の右側）におけるⅠ種試験等事務系区分の採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもののうち、独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
3. 採用試験全体とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、防衛省職員採用Ⅰ種試験、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験、防衛省職員採用Ⅱ種試験、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験（特別を含む。）、気象大学校学生採用試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験に合格して採用されたもののうち、独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
4. 採用者は、Ⅰ種試験等事務系区分については、平成16年度以前は当該年度採用者数（旧年度合格者数等を含む。）の割合であり、17年度以降は当該年度の4月30日現在の割合（旧年度合格者等を含む）、採用試験全体については、当該年度採用者数の割合（Ⅰ種、国税専門官及び労働基準監督官については旧年度合格者等を含む。）

図6 国家公務員管理職（本省課室長相当職以上）に占める女性割合の推移



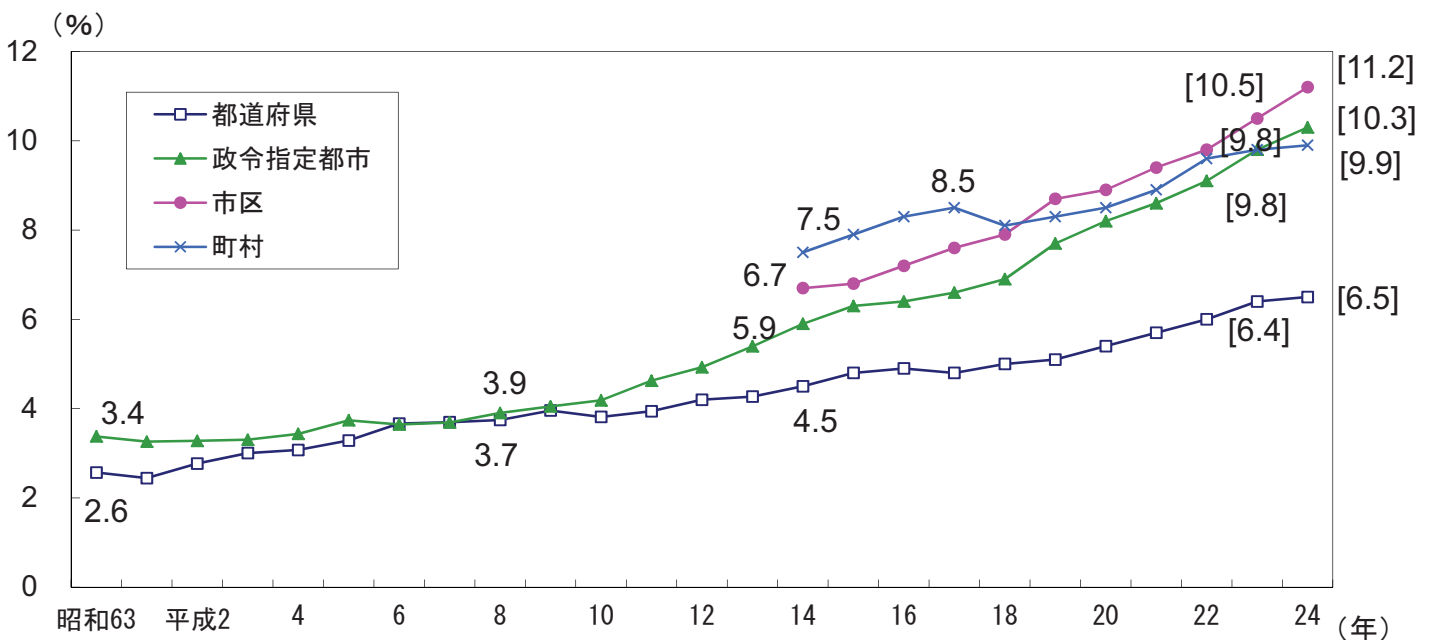
- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表適用者であり、16年度以降はそれらに防衛省職員（行政職俸給表（一）及び指定職俸給表に定める額の俸給を支給されている者。17年度までは防衛参事官等俸給表適用者を含む。）が加わっている。
3. 管理職は、本省課室長相当職以上（一般職給与法の行政職俸給表（一）7級相当職以上）をいう。

図7 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。
 2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。
 3. 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体（岩手県の1市1町）を除いて集計している。

図8 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在），6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。15年までは各年3月31日現在，16年以降は原則として各年4月1日現在。
 2. 東日本大震災の影響により，平成23年の数値には，岩手県（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県（女川町，南三陸町），福島県（南相馬市，下郷町，広野町，楢葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，24年の数値には，福島県川内村，葛尾村，飯館村が，それぞれ含まれていない。
 3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
 4. 市区には，政令指定都市を含む。
 5. 本調査における管理職とは，本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては，本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

図9 国の審議会等における女性委員割合の推移

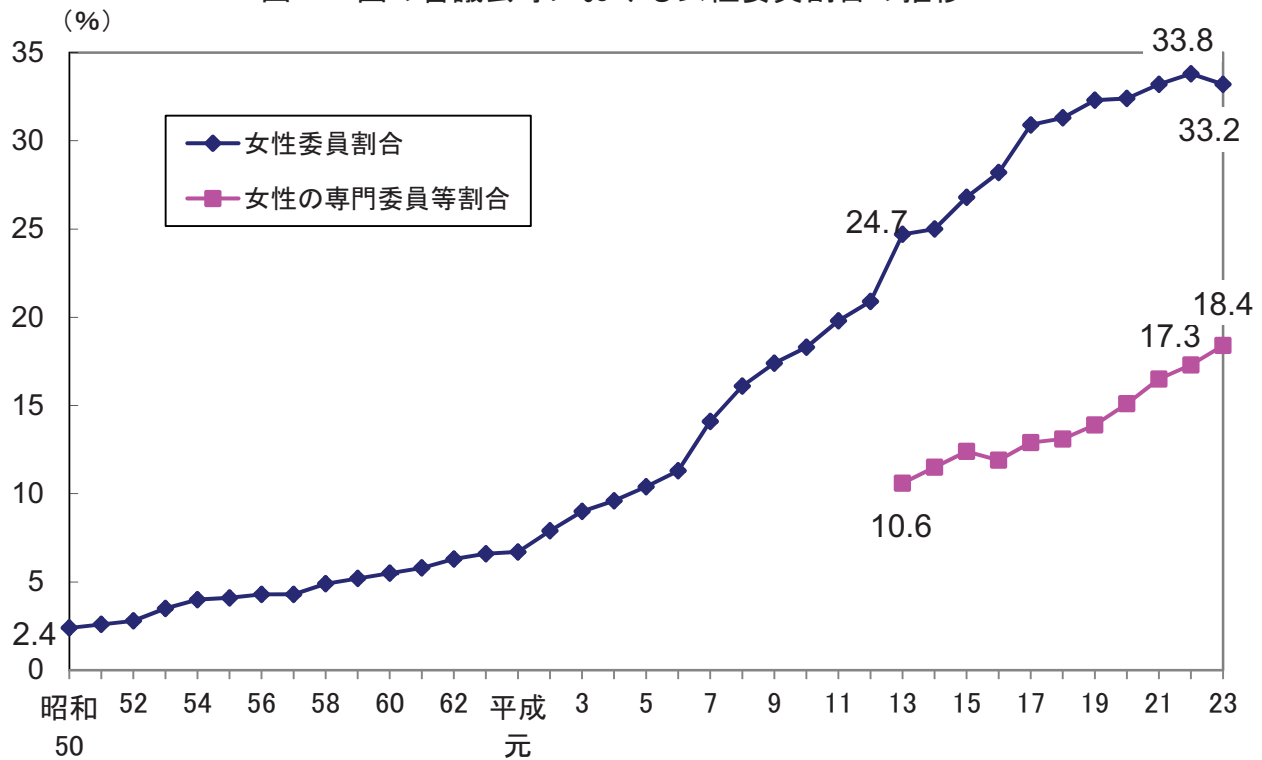
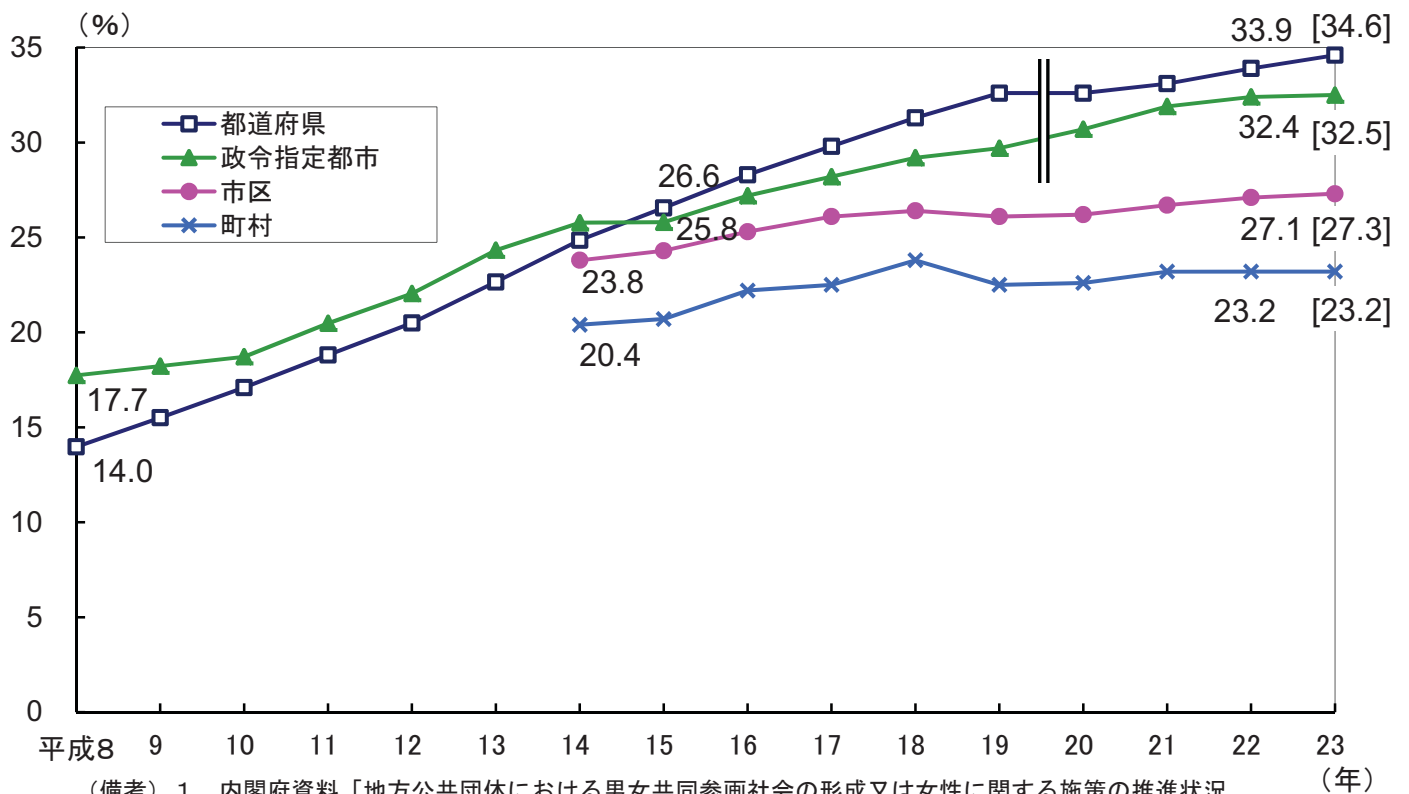


図10 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移

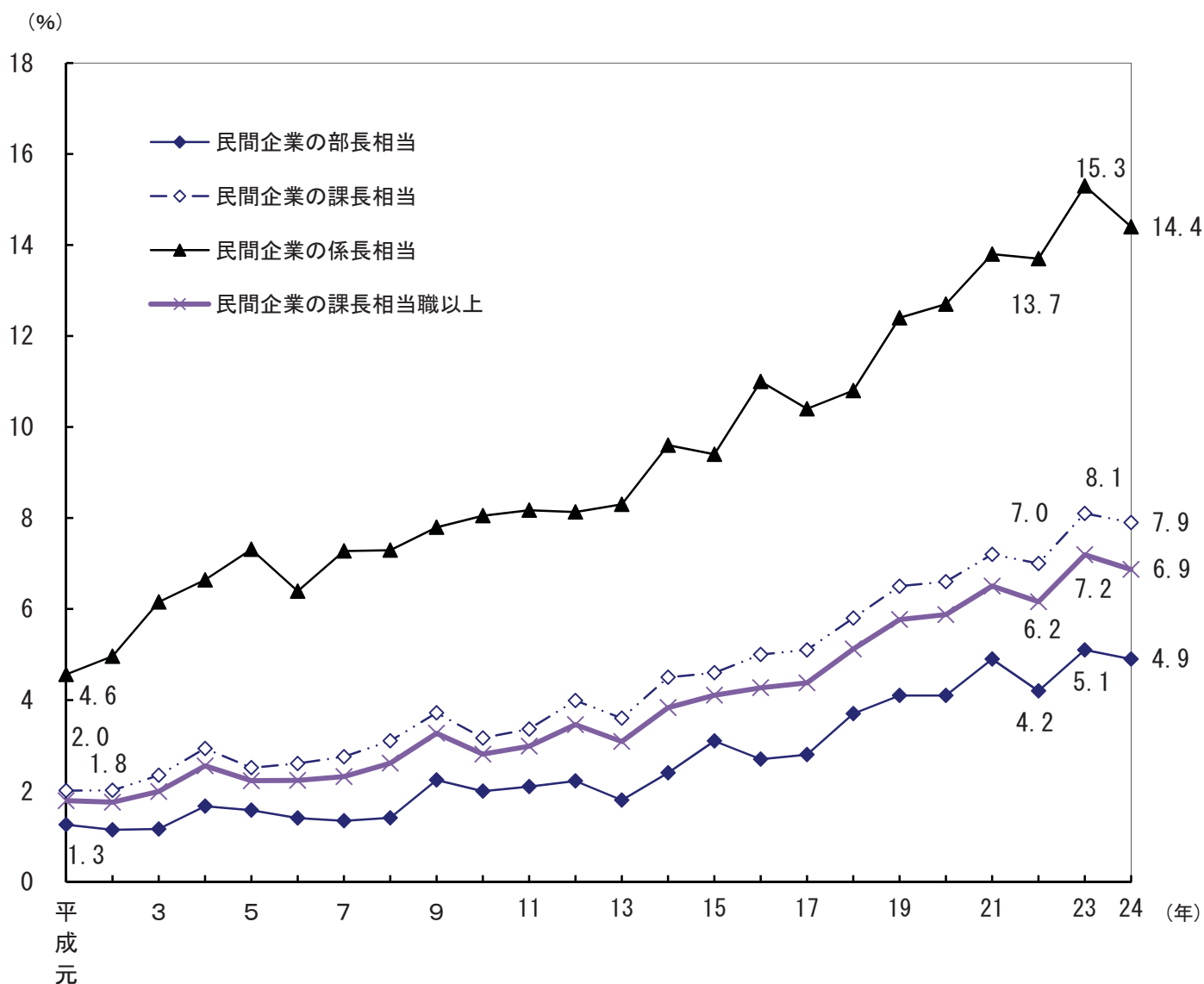


雇用分野

(第1分野、第4分野)

項目	現状	成果目標 (期限)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.9% (平成24年)	10%程度 (平成27年)

図11 役職別管理職に占める女性割合の推移



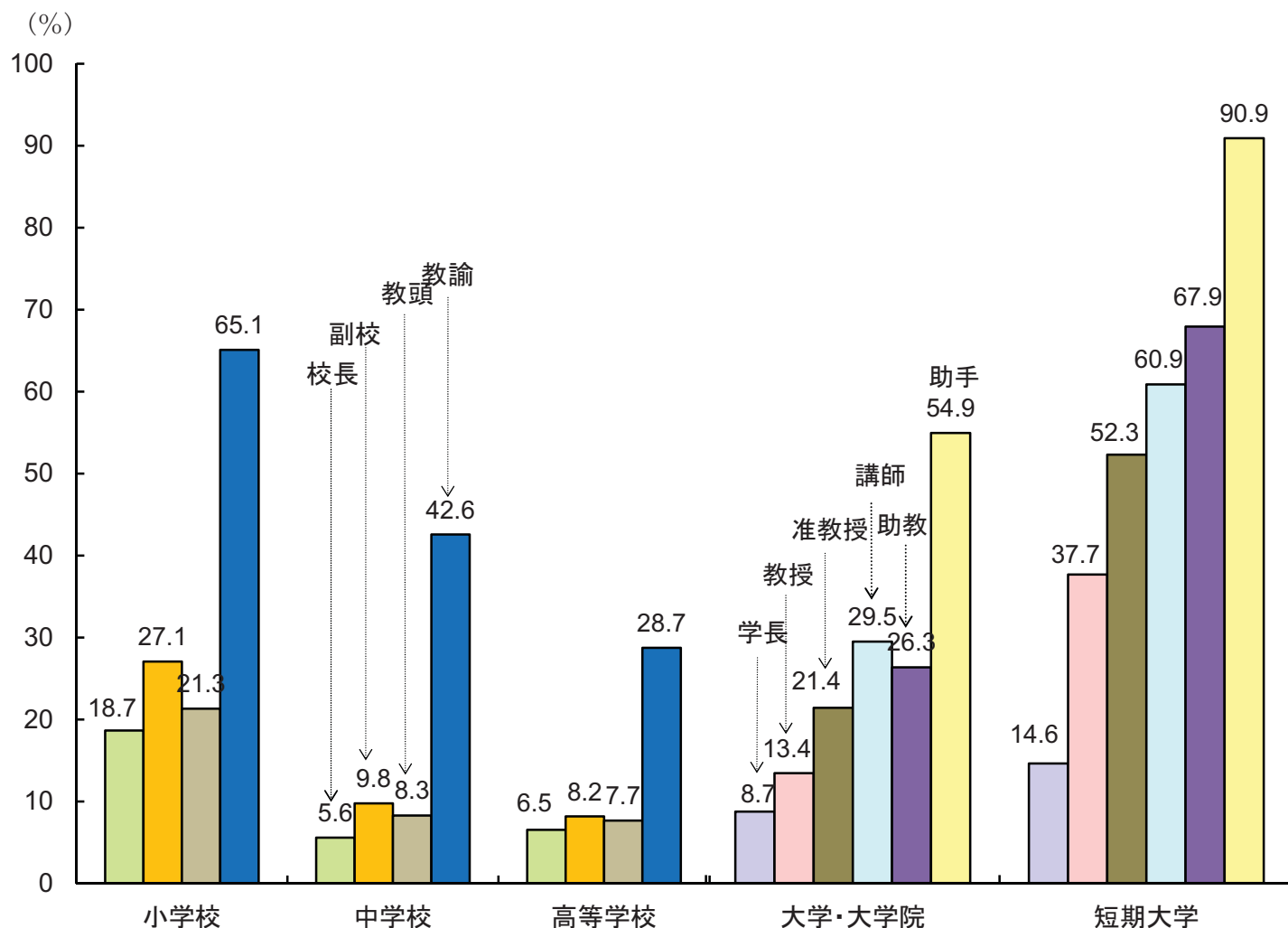
(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

教育分野

(第11分野)

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	89.6% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の管理職（教頭以上）に占める女性の割合	15.0% (平成24年)	30% (平成32年)
大学の教授等（講師以上）に占める女性の割合	18.3% (平成24年)	30% (平成32年)

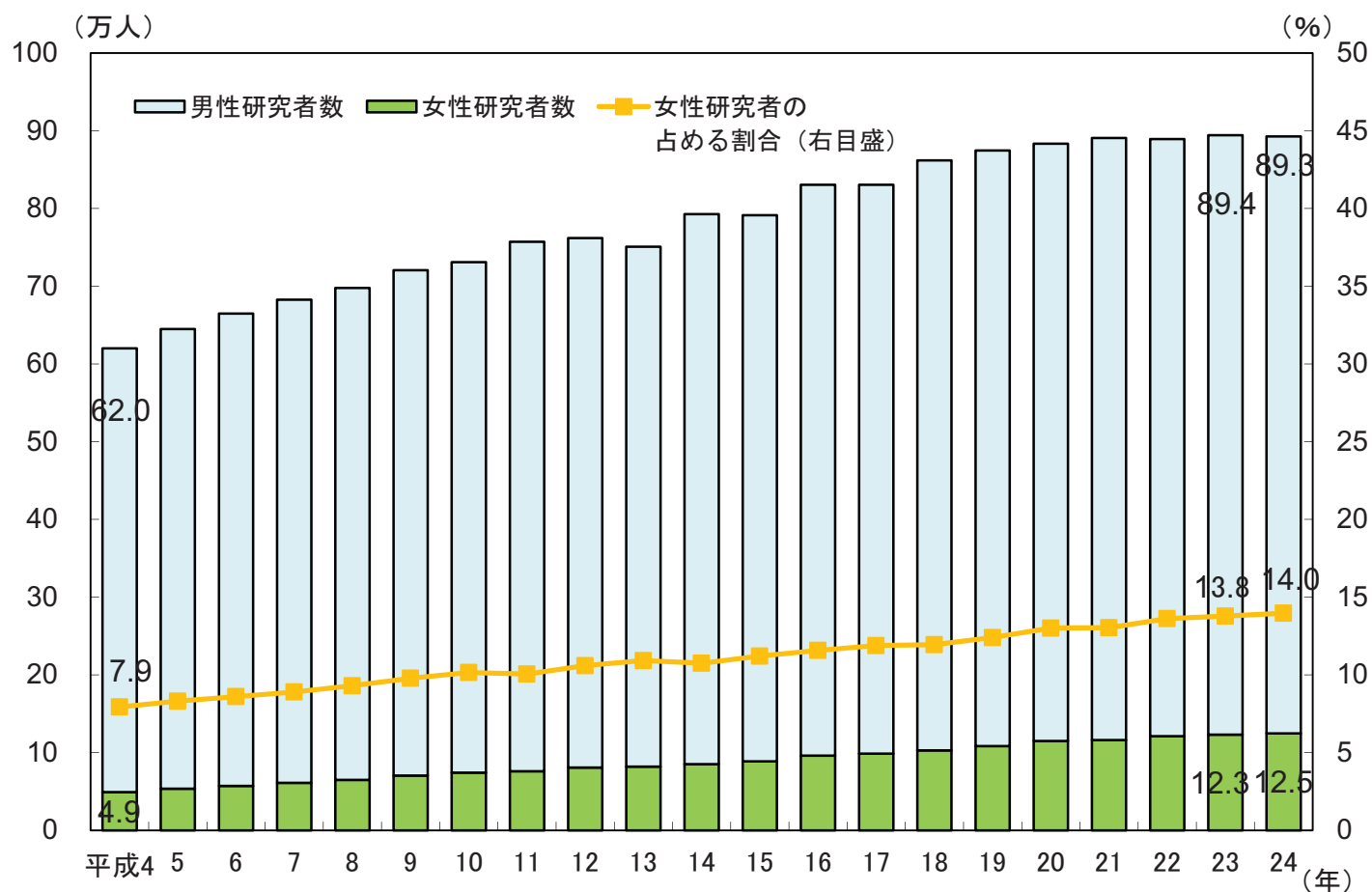
図12 本務教員総数に占める女性の割合



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成24年度)より作成

項目	現状	成果目標 (期限)
女性研究者の採用目標値（自然科学系）	自然科学系 24.2% (平成21年)	「自然科学系25%（早期）、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」（総合科学技術会議基本政策専門調査会報告）との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画（平成23年度から27年度まで）における値
日本学術会議の会員に占める女性の割合	23.3% (平成23年)	22% (平成27年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	16.5% (平成23年)	14% (平成27年)

図13 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。
2. 各年3月31日現在。

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る検討

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る議論の取りまとめ ～行政、雇用、補助金、公共調達分野のポジティブ・アクションの推進に向けた検討～

■目的

- 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画において検討することとされた以下の課題等について、主に法制的な観点から調査検討を行った。
- ・公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討
- ・女性の活躍を支援するための事業等の在り方の検討
- ・国家公務員の採用・登用におけるポジティブ・アクションの検討

■構成員

- | | |
|---------|---------------------------|
| ○上村 敏之 | 関西学院大学教授 |
| ○碓井 光明 | 明治大学大学院教授 |
| ○岡田 真理子 | 和歌山大学准教授 |
| ○岡本 直美 | 日本労働組合総連合会会長代行 |
| ☆●鹿嶋 敬 | 実践女子大学教授 |
| 勝間 和代 | 経済評論家 |
| 加藤 さゆり | 長野県副知事、前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 |
| ○榎原 智子 | 読売新聞東京本社編集局社会保障部 |
| ○辻村 みよ子 | 東北大学大学院教授 |
| ○中窪 裕也 | 一橋大学大学院教授 |
| ○藤谷 武史 | 東京大学社会科学研究所准教授 |
| ○巻 美矢紀 | 千葉大学大学院准教授 |
| ○山川 隆一 | 慶應義塾大学大学院教授 |
| ◎山田 昌弘 | 中央大学教授 |
| ○山本 隆司 | 東京大学大学院教授 |

- ◎印：会長、☆印：会長代理
●印：女性の活躍促進WG座長、○印：女性の活躍促進WG委員

■開催実績

- 基本問題・影響調査専門調査会
第4回 平成24年9月28日(金) 女性の活躍促進WGの設置等
第5回 12月12日(水) これまでの議論の取りまとめ
(12月14日(金)公表)
- 女性の活躍促進ワーキング・グループ
第1回 平成24年9月28日(金) 行政分野(国家公務員の採用・登用)、雇用分野の課題の検討
- | | | |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 第2回 | 10月24日(水) | 女性の活躍を支援するための事業等(補助金)の課題の検討 |
| 第3回 | 11月1日(木) | 公共調達分野の課題の検討 |
| 第4回 | 12月3日(月) | これまでの議論の取りまとめ(案)の検討 |

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る議論の取りまとめ（概要）

1 総論

- ポジティブ・アクションを実施することは、実質的な意味での「機会の平等」を目指した合理的な区別であり、むしろ憲法第14条に定める平等原則に沿うもの。
- ポジティブ・アクションが合理的であるためには、①男女間で事実上の格差が存在すること、②採られる手法が目的に照らして均衡のとれたものであることが必要である。

（１）行政分野

- 採用の場面では、第3次男女共同参画基本計画の目標に近づいていることから、法令でクオータ制の実施を義務付けることは難しいものの、登用の場面では、管理職に占める女性の割合が低く、ポジティブ・アクションをより強化する必要がある。
- 採用・登用におけるゴール・アンド・タイムテーブル方式を強化する方策として、一定の割合の女性の女性を確保した府省に対し、定員や予算をインセンティブとして付与することは、個人への不利益はなく、原則として許容される。
- 現行のゴール・アンド・タイムテーブル方式の進捗を確実なものとするための方策として、目標未達成の府省に対し、その理由等を報告・説明させる義務を課すことが考えられる。
- 男女が同等の成績である場合に女性を採用・登用する「プラス・ファクター方式」を一定の場合に導入することは可能である。

（２）雇用等の分野

- 法令で企業の管理職や取締役・クオータ制を義務付けることについては、憲法上の平等原則や経済的自由権との関係で慎重な検討を要する。
- ポジティブ・アクションをさらに進めるため、企業における男女の採用・登用状況などを開示する「見える化」（可視化）を促進し、それらを外部からモニタリングすることが可能となる施策を実施することなどが考えられる。

（３）女性の活躍を支援するための事業等（補助金）分野

- 奨励的補助金（公益上の必要性等から当該事業を行う者に対して国が特別な恩典として付与するもの）において、男女間で事実上の格差が存在する場合に、当該補助金の執行に際してポジティブ・アクションを講じて男女間の格差の縮小・解消に努めたとしても、憲法の平等原則に反することはない。
- 奨励的補助金にポジティブ・アクションを導入する際は、①政策目的が合理的であるか、②目的を達成するために有効かどうか、③ポジティブ・アクションの対象とならない申請者との公平がどの程度害されるか、に照らして判断する。

（４）公共調達分野

- 地方公共団体における競争参加資格に男女共同参画等の項目を設定するなどの取組がさらに促進されるよう、地方公共団体に取組を要請すべきである。また、独立行政法人においても公共調達における取組を進める必要がある。
- 地方公共団体では地域住民の利益を最大にするために必要な政策として優先調達等の措置を導入している例もあることから、国においても企業における男女共同参画等への積極的な取組を促す観点から、引き続き新たな立法措置を含めた検討が必要である。
- 今後の課題は、社会的なコンセンサスが得られるような「男女共同参画等に積極的に取り組んでいる企業」の基準づくり。あわせて、大企業から適用するか、基準は業種毎に異なるものにするかなどの様々な整理が必要である。

2 名論

(写)

(各政党幹事長) 宛

政治分野における女性の活躍促進について

本格的な少子高齢社会を迎える我が国にとって、女性の活躍促進は我が国経済の再生や成長の鍵であり、社会の活性化にとって必要不可欠です。

政府は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を目指し、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げ、実効性あるポジティブ・アクションを推進しております。また、本年2月から「若者・女性活躍推進フォーラム」を開催し、女性の活躍促進をさらに強力に進めることとしております。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、政治分野においてその緊要性が高いにもかかわらず、国会議員に占める女性割合は諸外国に比べて低く、しかもその差は拡大傾向にあります。

そこで、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)では、政治分野においてもポジティブ・アクションの推進について理解を求めつつ、積極的な取組を促すなど働きかけを行うこととしております。

つきましては、貴党におかれましても、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、ポジティブ・アクション導入について御検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、諸外国で行われている様々なポジティブ・アクションについて、別添のとおり、平成24年4月に公表した「政治分野における女性の参画拡大のためのポジティブ・アクションについて～諸外国の事例を中心に～」において整理したことに加え、国連開発計画(UNDP)の調査報告から、更に多数の具体的な事例等を収集しましたので、御参照ください。

平成25年4月25日

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

森 まさこ

政治分野における女性の参画拡大のための
ポジティブ・アクションについて
～諸外国の事例を中心に～

平成24年4月
内閣府 男女共同参画局

○お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号：03-3581-2327

FAX番号：03-3592-0408

(注)本資料は、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会
が作成した資料を基に、男女共同参画局において編集したものである。

政治分野における女性の参画は国際的に見て低水準

- ◆ 我が国において、政治分野における女性の参画は徐々に進展しているものの、衆議院議員に占める女性の割合は、列国議会同盟（IPU）の調査によると190か国中160位（平成24年12月末現在（※平成24年4月作成時より時点更新））と低く、**特に先進諸外国との格差は大きい。**

⇒ <図1>

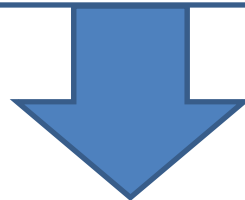
しかもこの格差は拡大する傾向にあり、その背景には、**諸外国が積極的にクォータ制などのポジティブ・アクションを実施してきたことがある。**

⇒<図2～7>及び6～18頁

また、地方議会における女性議員の割合も低い状況である。

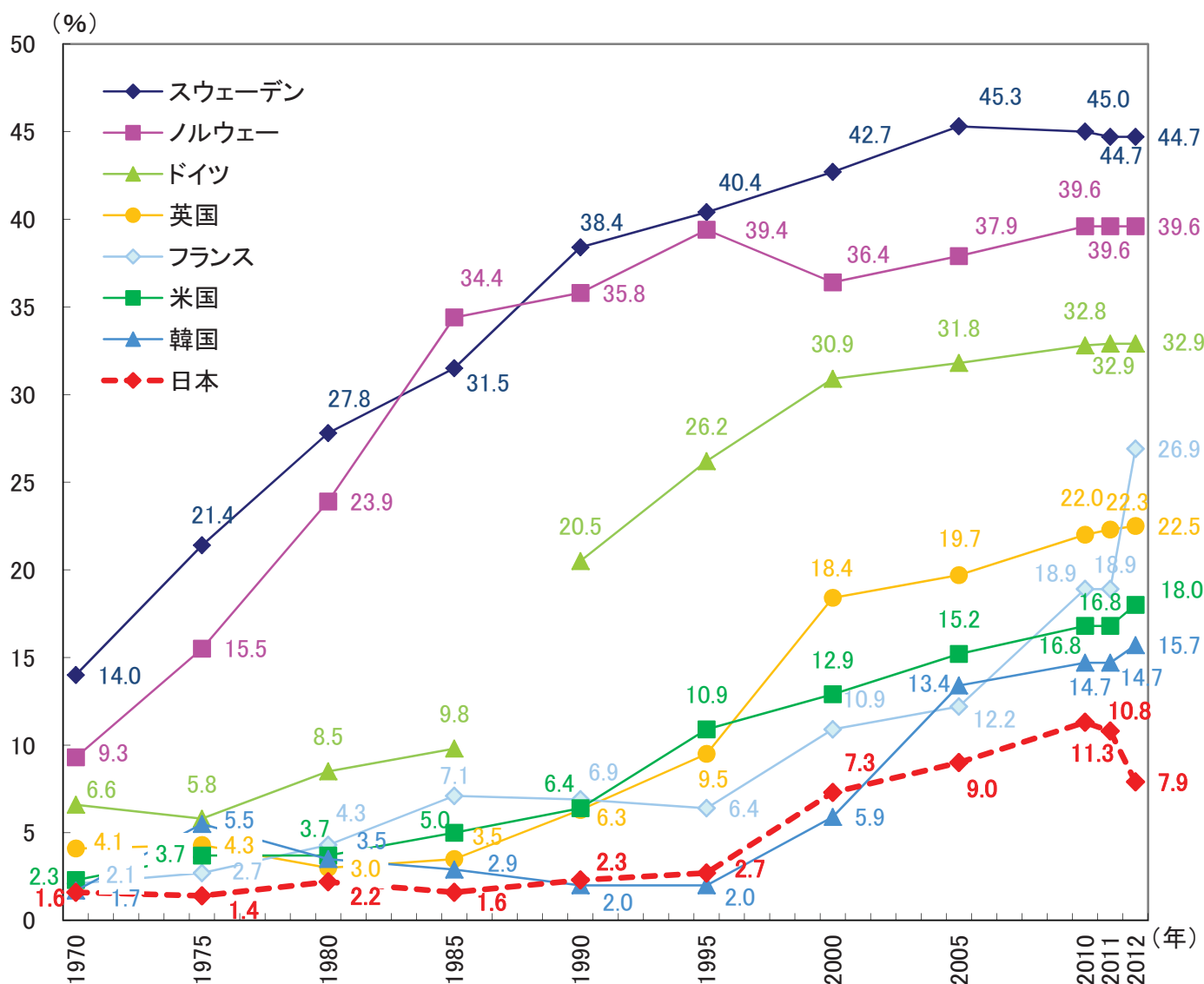
⇒<図8>

政治分野における女性の参画の拡大は、政治に多様な民意を反映するという民主主義の要請からも、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に反映させるためにも極めて重要



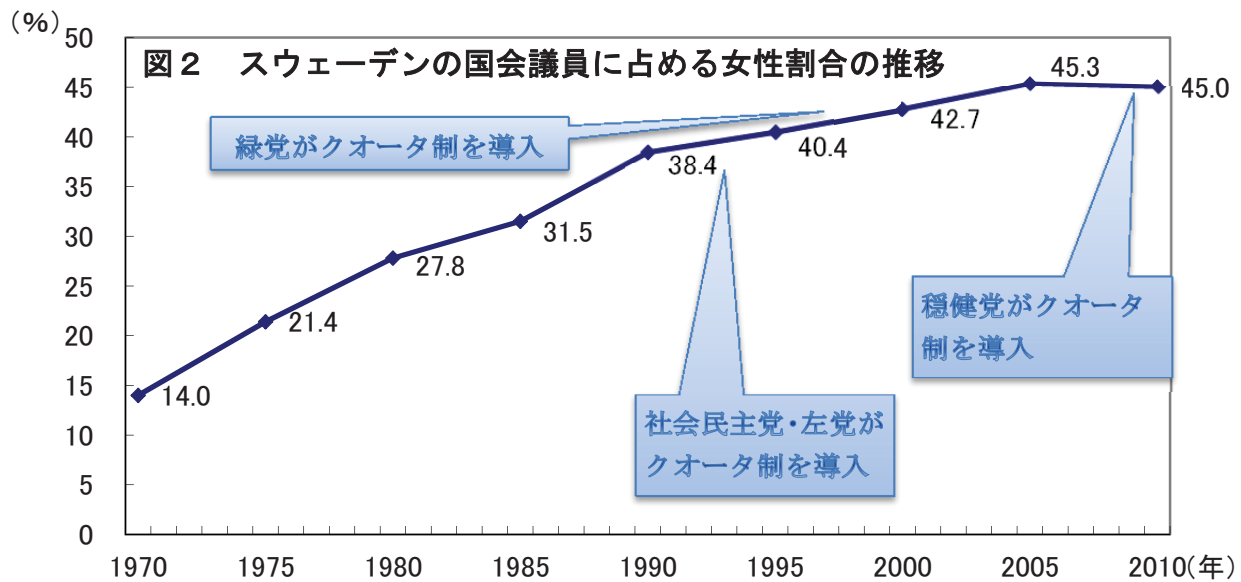
我が国においても、今後、ポジティブ・アクションの導入に向けた具体的な議論が喚起されることを期待

図1 我が国と諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

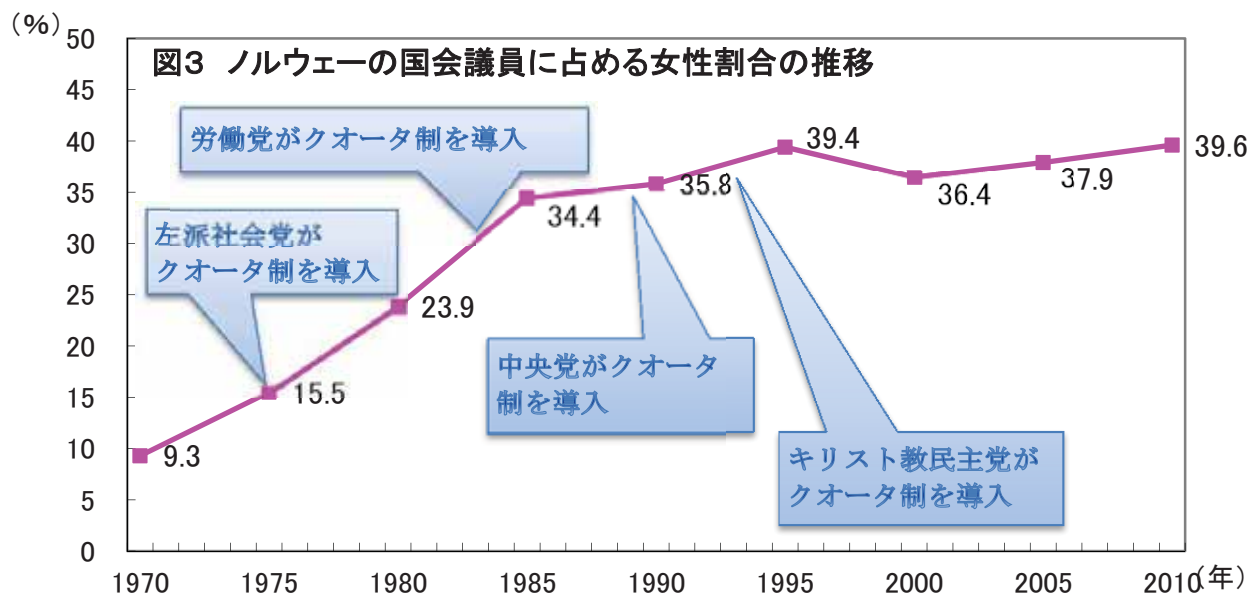


(備考) 1. IPU資料により作成。
 2. 一院制又は下院における女性議員割合。
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

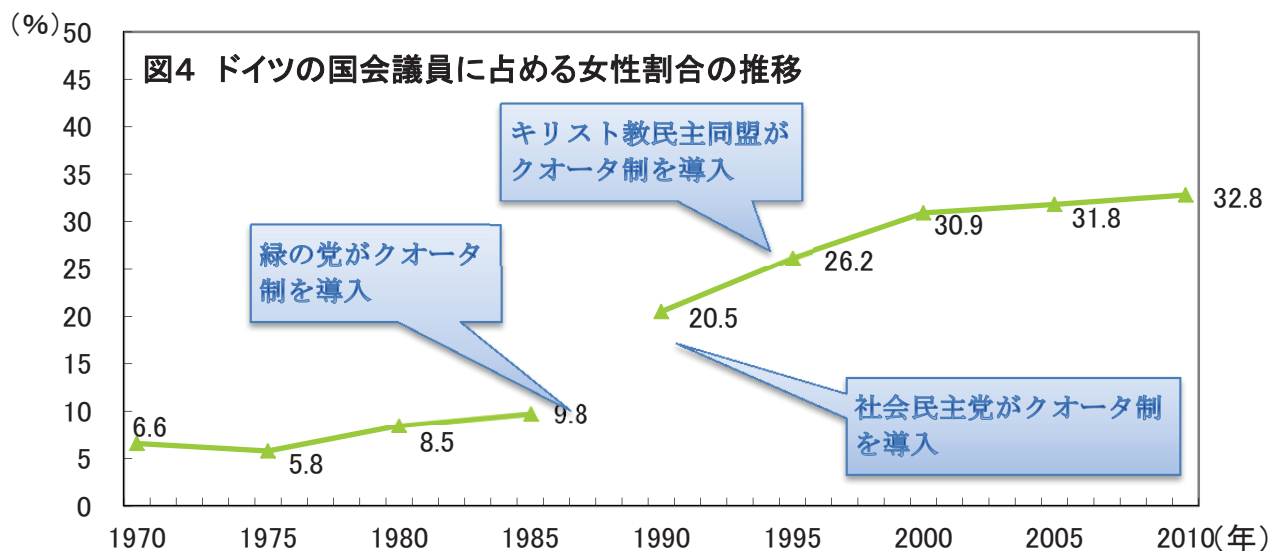
※ 上記グラフは平成24年4月作成時より時点更新している(2010年⇒2012年)。



(備考) IPU 資料、IDEA Quota Project 「Quota Database」
内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成 14 年)より作成。



(備考) IPU 資料、IDEA Quota Project 「Quota Database」
内閣府「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」(平成 21 年)より作成



(備考) 1. IPU 資料、IDEA Quota Project 「Quota Database」
内閣府「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」(平成 20 年)より作成
2. 下院における女性議員割合。
3. 1985 年までは、西ドイツの数字。

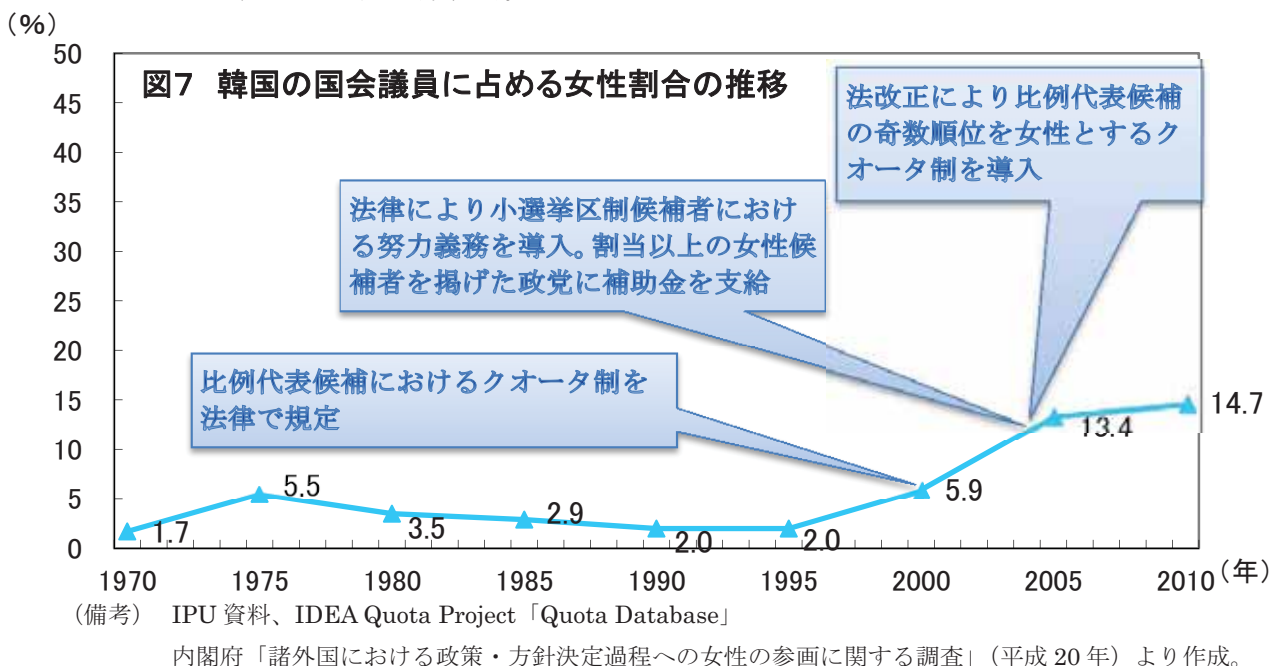
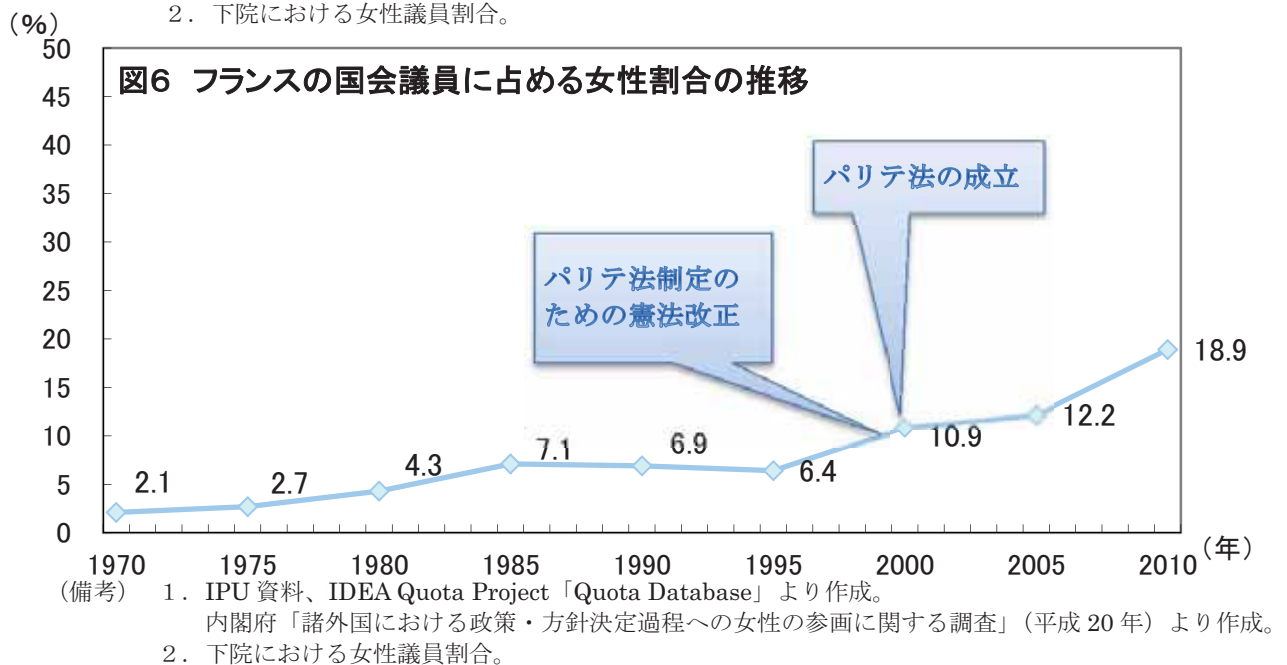
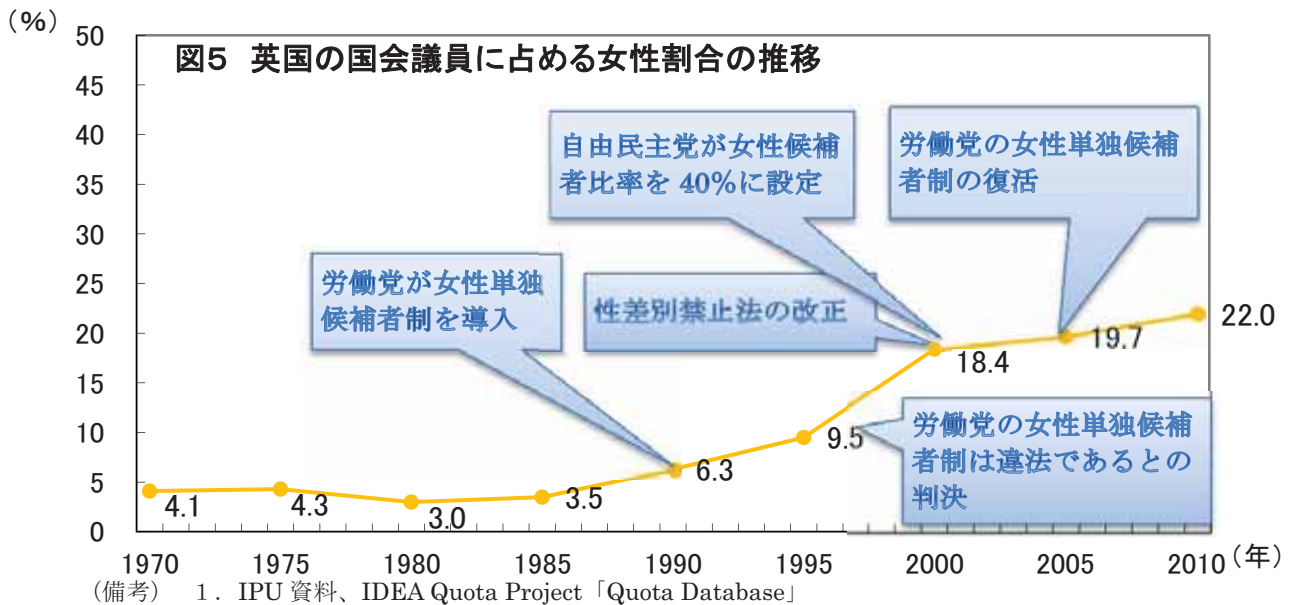
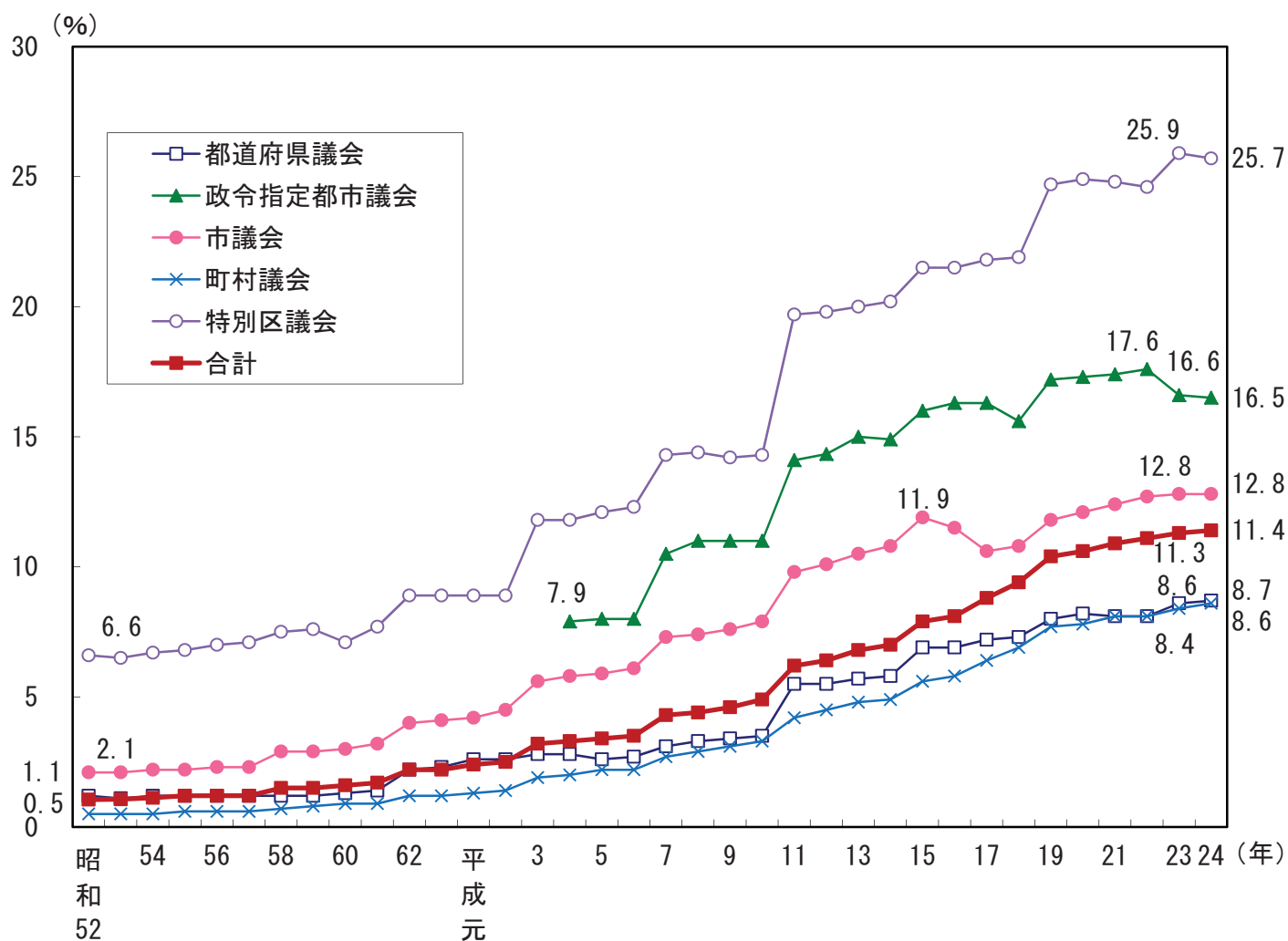


図8 地方議会における女性議員割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成。
2. 各年12月現在。

※ 上記グラフは平成24年4月作成時より時点更新している(平成22年⇒平成24年)。

図9 地方公共団体の首長における女性の割合

平成24年4月1日現在 内閣府調べ

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
都道府県知事	47	3	44	6.4	93.6
市区長	810	17	793	2.1	97.9
町村長	929	6	923	0.6	99.4

※ 上記グラフは平成24年4月作成時より時点更新している(平成23年4月1日⇒平成24年4月1日)。

政治分野におけるポジティブ・アクションの具体例

1. 政治分野におけるポジティブ・アクションの種類

政治分野におけるポジティブ・アクションは、女性議員を増やすことを目的としたもの、政党の内部における女性の参画拡大を目的としたものなどに分類することができる。

また、ポジティブ・アクションの手法にはゴール・アンド・タイムテーブル方式や政党助成金によるインセンティブの付与、クオータ制（割当制）など、様々なものがある。

2. 諸外国の政治分野におけるポジティブ・アクションの例

（１）女性議員の増加を目的としたもの

ア クオータ制

政治分野においてしばしば用いられるポジティブ・アクションの手法として、クオータ制がある。世界で国政レベル（一院もしくは下院）に以下のクオータ制のいずれか（または複数）の導入が判明している国は 87 か国（2011 年 3 月現在）である。

（平成 23 年版男女共同参画白書 7-8 頁参照。ほかに、台湾などの地域でも採用されており、また、地方議会にのみ採用されているインドなど数か国がある）。

<クオータ制の種類>

A 憲法又は法律のいずれかによる議席割当制（もしくは議席リザーヴ制、議席留保制）（Reserved seats、以下「議席割当制」という。）

⇒ 議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

B 憲法又は法律のいずれかによる候補者クオータ制（Legislated Candidate Quotas、以下「候補者クオータ制」という。）

⇒ 議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

C 政党による自発的クォータ制 (Voluntary Political Party Quotas)

⇒ 政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるもの。

<世界地域別・クォータ制の種類別 国政レベルにおけるクォータ制の導入国数>

地域 (地域内国数)	議席割当制	候補者クォータ制	政党による自発的クォータ制 ※	合計国数	クォータ制を導入する国の割合
アフリカ (53 か国)	12	4	8	24	45%
アメリカ大陸 (35 か国)	0	13	5	18	51%
大洋州 (15 か国)	0	1	1	2	13%
アジア (41 か国)	5	5	3	13	32%
欧州 (48 か国)	0	11	19	30	63%
合計 (192 か国)	17	34	36	87	45%

※ ここでは政党による自発的クォータ制のみを導入している国をカウント。

候補者クォータ制と政党による自発的クォータ制をともに導入している国（上記の表では候補者クォータ制を導入する国としてカウント）が 16 か国あることから、政党による自発的クォータ制のみを導入している 36 か国と合計すると、政党による自発的クォータ制を導入している国の数は 52 か国となる。

（いずれも、2011 年 3 月末現在の International IDEA[quotaproject] のウェブサイト (<http://www.quotaproject.org/index.cfm>) による。その後、導入国数は変動している。）

（ア）議席割当制

● ルワンダ

国会議員に占める女性割合第1位（2011年7月31日現在）のルワンダでは、憲法であらゆる意思決定機関の構成員の少なくとも30%を女性とすることが定められている。

国会議員については、下院議員80名のうち24名を女性とすること、この24名の女性は国内の各州及び首都キガリからそれぞれ2名ずつ選出することが憲法で定められている。そのほか、53の議席が比例代表制で選挙され、3議席が青年や障害者代表に割り当てられているため、2008年9月総選挙では、女性が45人当選して、女性比率が56.3%となった。

（イ）候補者クオータ制

● フランス

1999年の憲法改正によって、議員職への男女平等参画の奨励が明示された後、2000年に選挙の候補者を男女同数とすることをめざして、選挙制度に応じて以下のような種々の制度を定めた法律（パリテ法）が成立した。

パリテ法により、比例代表制がとられている上院議員選挙では候補者名簿の登載順を男女交互とすることが定められている。

なお、小選挙区制がとられている下院議員選挙では、クオータ制は採用されていないが、政党の候補者を男女同数に近付けるため、男女の候補者の比率の差が2%を超えた政党に対しては、制裁として助成金が減額される（2007年の法改正により、次回選挙以降助成金の減額率は最大75%になる）。

（参考）

フランスでは、1982年の憲法院による違憲判決後、クオータ制の用語は用いられておらず、上記上院議員選挙もクオータ制ではなく、「パリテ」という用語で説明されている。

● 韓国

韓国では国会は一院制で、選挙制度は小選挙区比例代表並立制がとられている。

2004年の政党法改正、その後2005年の公職選挙法改正によって、比例代表部分につき候補者に占める女性割合を50%とするこ

と、かつ、奇数順位を女性とすることとされている。なお、割当比率は2000年には30%であったが2004年に50%に引き上げられた。

なお、小選挙区の候補者については、各政党に対し30%を女性とする努力義務が課されている。また、女性の候補者の比率に応じて補助金が支給される。

（詳細については別紙1「韓国・小選挙区における女性候補者比率に応じた補助金支給」参照）

（ウ）政党による自発的クオータ制

政党による自発的クオータ制には、女性議員を増やすことを目的としたものと政党内部における女性の参画拡大を目的としたものの2種類がある。

このうち女性議員を増やすことを目的としたクオータ制については、その内容により3つのパターン（別紙2「候補者名簿におけるクオータ制のイメージ図」参照）に大別することができる。

● スウェーデン

スウェーデンの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制がとられている。

各政党で行われている候補者名簿におけるクオータ制の内容は以下の通りである。

なお、クオータ制を導入していない政党においても近年候補者のほぼ40%は女性となっている。

◆ 社会民主党

候補者名簿を男女が交互となるようにする。＜パターン2＞

◆ 左党

候補者名簿のうち女性を50%以上とする。＜パターン1＞

◆ 環境緑党

候補者名簿のうち男女の数がそれぞれ50%±1名以内になるようにする。

＜パターン1＞

● ノルウェー

ノルウェーの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制がとられている。

各政党で行われている候補者名簿におけるクオータ制の内容は以下の通りである。

◆ 労働党

候補者名簿における男女の割合をそれぞれ 50%とするとともに、上位 2 名には男女双方が含まれるようにする。

＜パターン 1 と 2 の混合＞

◆ 中央党・左派社会党・キリスト教民主党

候補者名簿における男女の割合をそれぞれ 40%以上とする。

＜パターン 1＞

● ドイツ

ドイツの選挙制度は、小選挙区比例代表併用制がとられており、比例代表部分につき各政党で行われているクオータ制の内容は以下の通りである。

◆ キリスト教民主同盟

候補者名簿の 3 分の 1 を女性とする。 ＜パターン 1＞

◆ 緑の党

候補者名簿を男女交互かつ奇数順位を女性とする。

＜パターン 3＞

◆ 社会民主党

1990 年に候補者名簿に占める女性割合を 25%以上とするクオータ制を導入し、1994 年には 3 分の 1、1998 年には 40%と段階的に割当比率を高めていった。

＜パターン 1＞

◆ 自由民主党

女性議員を増やすことを目的として経験のある女性議員が政治経験のない若手を育成するメンタリング・プログラムに受け入れる実習生のうち 3 分の 2 を女性とすることを定めている。

● 英国

英国の選挙制度は、小選挙区制度がとられている。

1999 年には、イギリスの二大政党（労働党、保守党）のうち、労働党が隣接する 2 つの選挙区を一括りとみなし、一方の選挙区で女性候補者、もう一方の選挙区で男性候補者を立てるツイン方式を導入した。

また、労働党では、女性単独候補者制（引退議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする）を 1992 年に導入した。この制度は、性差別禁止法に照らして違法との判断が 1996 年に裁判所によりなされたが、その後、2002 年の性差別禁止法の改正により適法に実施することが可能になった。

なお、自由民主党では、2001 年と 2005 年選挙において、一定の選挙区における女性候補者の目標比率を 40% に設定したことが知られている。

イ クォータ制以外のもの

● 米国

米国では、政治活動委員会 (Political Action Committee、以下「PAC」という。) と呼ばれる民間の選挙支援組織のうち女性候補者の支援を目的とする団体 (2008 年現在 14 団体) が女性候補者に対する資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ等を行っている。このうち、民主党の女性候補者の支援を行っているエミリーズ・リストという PAC の支援を受けて当選した女性議員は 1985 年の団体設立以来、上院議員 15 名、下院議員 86 名にのぼる (2011 年 10 月現在のエミリーズ・リストのウェブサイト (<http://emilyslist.org/>) による)。

PAC の中には、女性の州議会委員を対象に、議員活動や政策策定のための学習機会の提供等の支援や、若い女性を対象とした研修等を行っているものもある。

● 英国

1993 年、労働党が、国会議員や地方議会の議員の候補者になろうとする女性に対し補助金を交付するという制度を導入した。補助金の交付を受けた女性の中から、国会や地方議会の議員候補者になり、さらには議員になった者が出ている。

また、同党では 2000 年に現職の国会議員が議員候補者に対して教育

的指導や経済的援助をする労働党女性国会議員メンター制を立ち上げた。

● ドイツ

各政党では、女性政治家の養成のためのメンタリング・プログラムが実施されている。具体的には、以下の通りである。

緑の党は、1999年にヨーロッパで最初に政党内部でのメンタリング・プログラムを始めた政党である。2008年には連邦党組織が全地方組織に対し、メンタリング・プログラムの指針を提示した上で取組の実施を呼びかけた。

キリスト教民主同盟では、高いポストにある政治家との懇談、受講者の能力開発のための研修等の内容を持つメンタリング・プログラムを実施している。このプログラムは、女性であれば党員に限らず誰でも応募することが可能である。

その他、自由民主党、社会民主党、左翼党でも女性を対象としたメンタリング・プログラムへの取組実績がある。

● オランダ

労働党、緑の党では、議員候補者を探して勧誘するスカウト制度を実施しており、オランダ全土から政治家としての素質を持つ者から女性もスカウトしている。両党では、スカウト制により議員候補者となった者を対象に政治家になるためのトレーニングも実施している。

● シンガポール

与党である人民行動党では、党の女性部（国会議員と女性党員で構成され、政策立案への女性の参画、教育や雇用を通じた女性の経済的自立を目標に活動を行っている）と専門職の女性グループや若い女性のグループが対話を行う機会を設けることを通して、女性の政治意識の向上を図っている。

（２）政党内部における女性の参画拡大を目的としたもの

政党内部における女性の参画拡大を目的として党執行部の男女比率を一定以上にすることを党規約等で定める手法がある（政党内部におけるクォータ制）。

諸外国の例を見ると、政党内部におけるクォータ制は議員候補者名簿におけるクォータ制に先立ち導入される傾向がある。

例えば、スウェーデンの各政党が候補者名簿におけるクオータ制を導入したのは1990年代であったが、政党内部におけるクオータ制はそれに先立ち1970年代から1980年代にかけて政党内部に導入された。

ドイツでは、社会民主党が1988年に党役職におけるクオータ制（3分の1を女性とする）を導入した後、1990年に候補者名簿におけるクオータ制を導入した。また、政党内部におけるクオータ制を段階的に導入していった政党もある。キリスト教民主同盟は、まず、1988年に具体的な拘束力のないガイドラインにおいて女性党員比率に応じた女性候補者が名簿に登載されることを定めた。その後、1994年に候補者名簿及び党役職の3分の1を女性とするクオータ制の導入を決定し、1996年に党役職選挙の結果において女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直すことを党規約において定めた。

3. 日本の政党における女性の参画拡大に向けた取組

日本の政党でも、政治分野における女性の参画拡大に向けた様々な取組が行われている。

- 女性の新人候補者を対象とした支援金の支給

⇒ <例1>

- 党の意思決定を行う機関に女性を必ず1名は入れる。

⇒ <例2>のように党則でクオータ制の原則を明記して実施している例、事実上そのような運用をしている例がある。

- 女性の国会議員、地方議会議員、立候補予定者等を対象とした政策等の勉強会の実施

⇒ 複数の政党で行われている。

<例 1>

A 党では、男女共同参画社会の実現を目指す党の基本理念に基づき、女性の政治参画を促進するため、女性候補者を支援する目的で平成 11 年に党内に基金を創設した。

党の理念・政策に賛同し男女共同参画社会づくりを進めること、当選後には基金の一員として活動に具体的に参画すること等の条件を満たす女性の新人候補者に支援金を支給している。

支援額は選挙の種類ごとに定められており、国政選挙は 200 万円、都道府県議会議員選挙は 30 万円、政令市議会議員選挙は 20 万円、市区町村議会議員選挙は 10 万円となっている。

平成 11 年の基金創設以来、平成 23 年 5 月までに計 484 名の女性が基金による支援を受け、うち 289 名が当選している。

<例 2>

B 党では、クォータ制の原則を定めた党則に基づき、女性の政治参画を進めるために次のような取組の実施に努めている。

- 1 党の全国連合役員の三役（党首、副党首、幹事長）、各都道府県連合役員の三役（代表、副代表、幹事長）のうち少なくとも 1 名は女性とする。
- 2 党の全国大会（基本理念や党則の改正、役員の任免等を決定する党の最高決議機関）の構成に女性代議員枠を設けてある。各都道府県連合において代議員を選出する際、女性が少なくとも 1 名以上は含まれるようにする。また、大会議長（若干名）のうち 1 名は女性代議員の中から選出する。
- 3 全国大会に次ぐ党の決議機関である全国代表者会議の構成に女性代表枠を設けており、全国 11 の各ブロックにつき 1 名の女性代表を選出する。

B 党党則 第 3 条（クォータ制の原則）

本党は、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進するため、各議会の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表委員及び各機関の役員に女性や社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保障するよう努めなければならない。

※ 例 1 及び例 2 は、平成 23 年版男女共同参画白書 31 頁で紹介した事例。

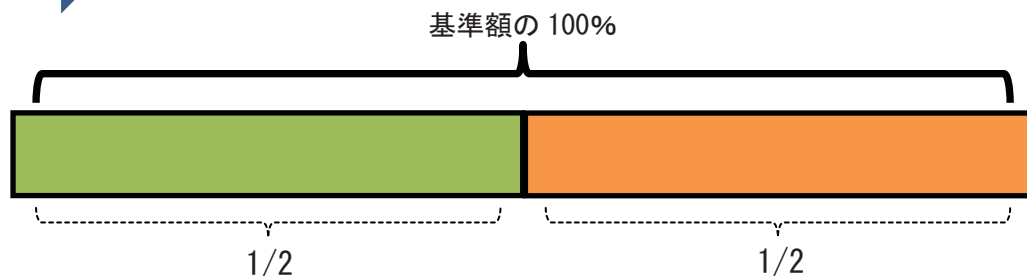
韓国・小選挙区における女性候補者比率に応じた補助金支給 (※)

直近の国会議員選挙における有権者総数に 100 ウォン※を乗じた額が補助金の基準額となり、そのうち 50%を国会議員選挙、50%を地方議会・広域自治体選挙の補助金とする。補助金の各政党に対する配分方法は以下の通り。

※ 100 ウォン≒7 円 (2011 年 10 月現在)

- 女性候補者比率が 30%以上の政党がある場合

➡ 女性候補者比率 30%以上の政党に対し以下のように配分 (30%未満の政党には配分しない)

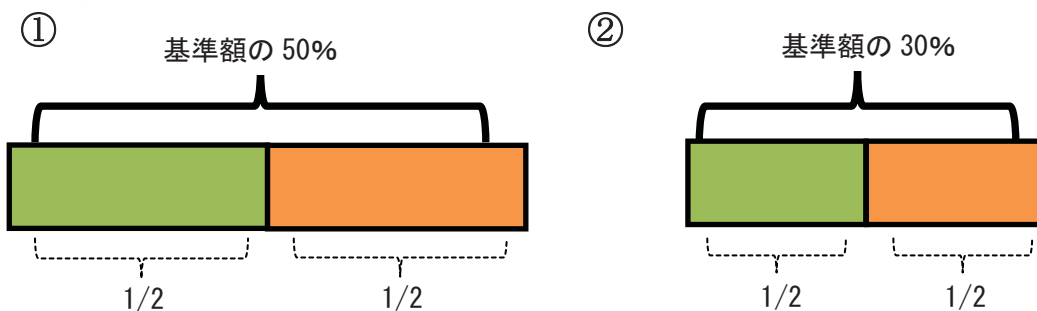


- 女性候補者比率が 30%以上の政党がなく、15～30%未満の政党がある場合

➡ 女性候補者比率 15～30%未満の政党に①のように配分

- 女性候補者比率が 15%以上の政党がなく、5～15%未満の政党がある場合

➡ 女性候補者比率 5～15%未満の政党に②のように配分

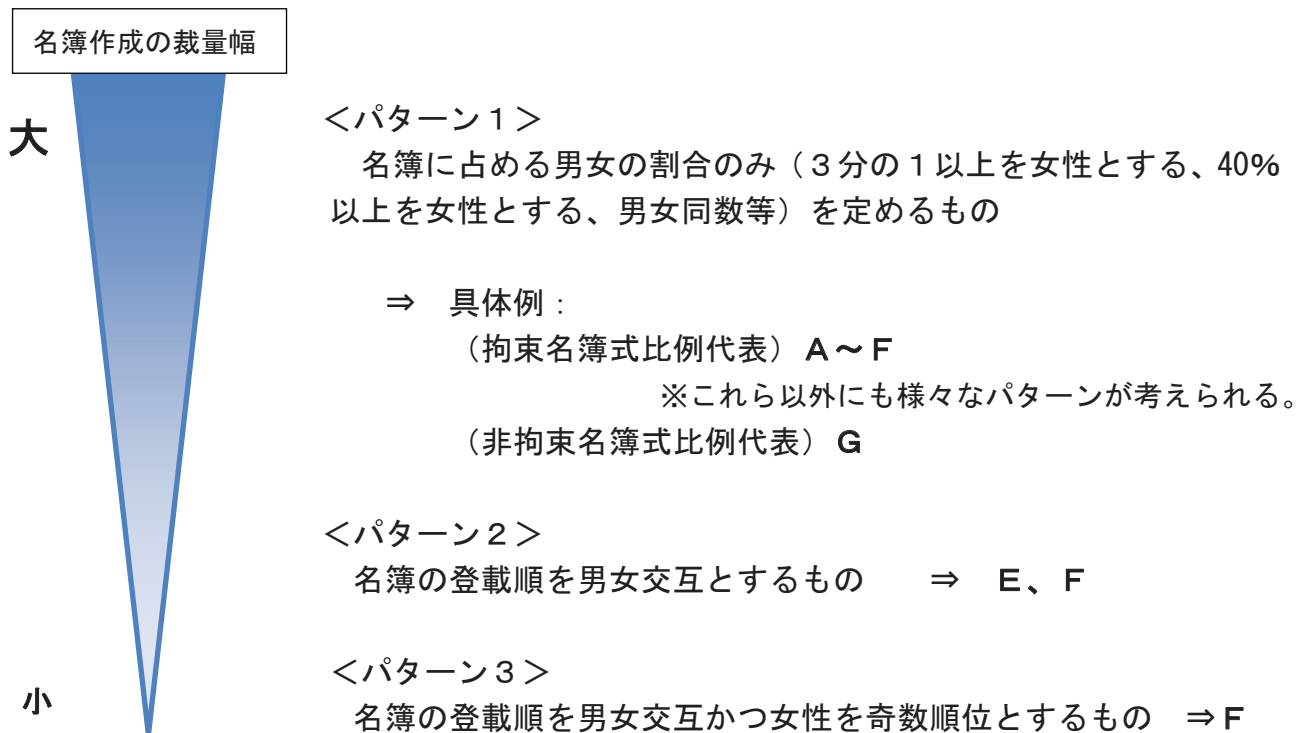


■ …… 各党の議席率にしたがって配分

■ …… 各党の得票率にしたがって配分

※内閣府注釈：韓国の政党助成金（政党資金法に規定されている補助金）は、経常補助金（政党運営補助金）、選挙補助金、公職候補者女性推薦補助金の 3 つに大別される。女性候補者比率に応じて分配されるのは、公職候補者女性推薦補助金。（レファレンス平成 17 年 1 月号参照）

候補者名簿におけるクォータ制のイメージ図



◆ 拘束名簿式比例代表

有権者は政党に投票し、各政党の議席数は得票数に応じて配分される。各政党はあらかじめ順位をつけた候補者名簿を作成し、名簿の上位から順番に当選者となる。

⇒ パターン１～３を導入しうる。

◆ 非拘束名簿式比例代表

有権者は政党名か政党が作成した名簿に掲載されている候補者に投票し、各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分される。得票数上位の候補者から順番に当選者となる。

⇒ 候補者名簿において順位付けはなされないことから、パターン１のみ導入可能。

【拘束名簿式比例代表の場合・具体例】

A

候補者名簿		
1:		男
2:		男
3:		男
4:		女
5:		女
6:		男
7:		男
8:		女
9:		女
10:		女

B

候補者名簿		
1:		男
2:		男
3:		男
4:		男
5:		男
6:		女
7:		女
8:		女
9:		女
10:		女

C

候補者名簿		
1:		女
2:		女
3:		女
4:		女
5:		女
6:		男
7:		男
8:		男
9:		男
10:		男

D

候補者名簿		
1:		女
2:		女
3:		男
4:		男
5:		男
6:		女
7:		男
8:		女
9:		男
10:		女

E

候補者名簿	
1 :	男
2 :	女
3 :	男
4 :	女
5 :	男
6 :	女
7 :	男
8 :	女
9 :	男
10 :	女

F

候補者名簿	
1 :	女
2 :	男
3 :	女
4 :	男
5 :	女
6 :	男
7 :	女
8 :	男
9 :	女
10 :	男

【非拘束名簿式比例代表の場合・具体例（男女同数名簿の場合）】

G

候補者名簿	
男性	女性
A 10 票	あ 10 票
B 15 票	い 40 票
<u>C 30 票</u>	う 15 票
D 20 票	え 10 票
E 10 票	<u>お 25 票</u>

⇒ 上記の政党に3議席が割り振られた場合、個人の得票数上位3名（い〈女性〉、C〈男性〉、お〈女性〉）が当選者となる。

女性の政治参加促進のためのガイドブック【概要（選挙段階別）】

1. 党内組織

枠組み規定や
運営規定文書で
男女共同参画に配慮

執行役員会及び意思決
定機関への女性の参加
を促進するための措置

党内における女性
会（部）の戦略的な
位置づけ

党の代表者会議に
おける女性の参加
目標の設定

男女共同参画の視点
の、政策策定の主流
への組み込み

2. 選挙前の期間

候補者の募集

党の指導者層に
女性の出馬促進の
コンセンサスを確立

党内で女性候補者の
自主クオータ制を検討、
募集規則に規定

選挙事務局や指導者
層が候補者クオータ制
を実行

女性を勝ち目のある
候補者名簿掲載順位
や選挙区に配置

女性に入党促進の
インセンティブを付与

女性候補者の支援組
織等と連携・調整

男性と戦略的に提携、
支援を獲得

資金調達・選挙運動

初期資金集め、選挙
運動、知名度アップの
スキルを女性に提供

女性候補のための
資金集めネットワー
クを確立・活用

女性のための党内基
金を設立／女性候補
者への補助金を提供

候補指名・予備選に掛
かる支出制限を検討

女性の候補者や研修
へ党の財源（や公的資
金）の割当を検討

国際機関や市民団体
と提携・協力



3. 選挙期間

選挙運動期間

女性の選挙運動能力
向上／初立候補者に
ペアやメンターを付与

選挙運動やメディア
対応での女性の露出
を確保

マニフェストに男女
共同参画関連政策を
明記、有権者に広報

有権者登録や
投票への女性動員／
男女共同参画に配慮
した有権者向け情報
を男女双方に提供

選挙運動中の女性
候補者の安全を確保

市民団体や女性候補
者の支援組織と連携・
調整

選挙の投票日

女性が党の代理人と
して研修を受け、投票
所に詰めることを確保

監視に男女共同参画
の視点を含め、女性の
安全を確保

女性に選挙監視員と
しての研修を受けさせ、
女性監視員を確保



4. 選挙後の期間

女性の当選

男女共同参画の評価
を実施、党内男女共同
参画行動計画を策定

能力増進／女性当選
者の立法スキル強化

議会等で男女共同参
画に配慮した政治改
革を推進

党の政策決定への
女性の参加を促進／
党の政策における
男女共同参画の視点
を確保

超党派議員団の設立
を奨励、支援

男女共同参画につい
て党員の意識向上、
男性と協力